

# 玄海プルサーマル裁判ニュース

No.22  
発行日 2016.12.28



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎  
 編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美  
 〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL 0952-37-9212 FAX 0952-37-9213  
 編集責任 永野浩二

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com  
 URL : http://saga-genkai.jimdo.com/  
 Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu  
 Twitter : @sagakarakaeru

**ただいま  
進行中!**

**裁判終了**

<b>玄海3・4号機再稼働差止仮処分</b> 被告:九州電力 2011.7.7申立 2016.10.26追加申立	<b>玄海全機運転差止裁判</b> 被告:九州電力 2011.12.27提訴 2015.10.30追加提訴
<b>玄海3・4号機運転停止命令義務付請求裁判</b> 被告:国 2013.11.17提訴	
<b>玄海原発3号機MOX燃料使用差止裁判</b> 被告:九州電力 2010.8.9提訴 2015.3.20不当判決 2016.6.27控訴審不当判決	

## 3・4号機仮処分、1/16 終結。年度内「決定」へ



対岸の串地区から見える3・4号機



11/9 審査書案決定に抗議(佐賀玉屋前)



12/16 佐賀地裁入廷

11月9日、原子力規制委員会は玄海原発3・4号機の新規制基準適合性審査において、九州電力の原子炉設置許可変更申請を認める審査書案を提示、年明けには審査書として決定すると言われています。

福島原発事故が収束しない中、事故大前提の再稼働を絶対に許すことはできません。

裁判と運動、みんなのチカラで玄海再稼働をなんとしても止めましょう!

### 「住民が安心するかどうかは審査とは別問題」?

かねてより「審査を通ったからと言って、安全とは申し上げない」と繰り返してきた規制委の田中俊一委員長はこの日、「住民がどういう判断をするかということは我々の関知したところではない」「審査の中身の技術的な説明は求められればいろいろな方法でやるが、住民が安心するかどうかということは審査とは別の問題だ」と述べました。こうした無責任な国に私たちの命の安全をゆだねるわけにはいきません。

### 「地元同意」させないために

山口祥義佐賀県知事は11月28日の佐賀県議会本会議にて再稼働を「やむを得ない」と発言しました。

知事は「これから設置する第三者委員会、県内市町の全首長の意見、県民の意見を幅広く聴いた上で判断したい」と言ってきたにもかかわらず、再稼働ありきの姿勢は言語道断です。

今、佐賀県内では伊万里市長に続き、神埼市長も再稼働反対表明。共同通信のアンケートでは嬉野市長と吉野ヶ里町長、長崎県壱岐市を含めた5市町が「反対」と回答しました。12月26日に開かれた「県民の意見を広く聴く委員会」では、住民から再稼働への反対や国追従の県の姿勢への不満の声が噴出しました。首長がさらに反対の声をあげ、「地元同意」をさせないよう、住民側からの働きかけを強めましょう。

### 仮処分追加申立 司法の場でも再稼働を止める!

再稼働を司法の場でも止めるべく、2011年7月に申し立てた玄海3号機再稼働差止仮処分に続き、10月26日、市民146名で佐賀地裁に4号機再稼働差止を求めて仮処分を申し立てました。基準地震動の過小評価問題などを大きな争点としてきた仮処分裁判ですが、新年1月16日に審尋は終結し、年度内には決定が下される見込みです。再稼働を止める決定を勝ち取るために、みなさんのご注目とご支援が必要です。

**1月16日、佐賀地裁にぜひお集まりください!**

### No.22 CONTENTS

- 3・4号機仮処分、1/16 終結 ……1
- 地元同意させないために ……2
- 九州電力交渉 強度不足／プルサーマル ……3
- 全基差止・行政訴訟・仮処分 裁判報告 ……4
- 10/10避難訓練監視行動報告 ……7
- 玄海町ポスティングに参加して ……11
- 「玄海原発反対からつ」事務所開き ……12
- 使用済み核燃料問題申入書 ……13
- リレーコラム／お知らせ ……14

# 「母親は子どものために。首長は住民のために！」 地元「同意」させないため 住民の不安を声に！

## 佐賀県全20市町長に再稼働反対要望 神埼市長が再稼働反対表明（10月13日）

9月、再稼働同意権を持つ山口知事は県内全20市町長と一同に会する定例会合(GM21)にて、再稼働に関する意見を聞くことを表明しました。県内で唯一「再稼働反対」を表明している伊万里市長を一人ぼっちにさせてはならないとの思いから、私たちは伊万里市でのポスティングに続き、10月12日から5日間かけて県内全20市町の首長に「再稼働反対」の要望書と資料を緊急に届けることにしました。

要望書では問題点として①福島を検証②地震との複合災害③プルサーマル④避難計画⑤安定ヨウ素剤⑥核のゴミ⑦被ばく労働⑧責任の所在、の8点を挙げました。4市町では首長本人と直接面談でき、他の市町も担当部課長らが真剣に耳を傾けてくれ、中でも福島原発事故時の放射性物質の拡散状況に玄海原発の地図を重ね合わせた動画は熱心に見てくれました。

10月13日に面談した神埼市長は「安心の担保がない。再稼働に反対だ」と明言され、新聞、テレビは「伊万里市長に次いで2人目の再稼働反対表明」と報じました。

10月17日に開かれたGM21では、伊万里市長と神埼市長があらためて「再稼働反対」を表明。他にも4人の首長が「反対」までは言わずとも「核のゴミ」「避難計画の実効性」「福島事故の総括がない」等の問題点を指摘しました。これらの解決と住民に納得のいく説明が必要です。

## 5市町が再稼働反対 直接面談した吉野ヶ里町長も反対！

12月11日に発表された共同通信のアンケートでは「再稼働の是非」について、5市町が「反対」「どちらかと言えば反対」と回答しました。※

8月のヨウ素剤事前配布要請行動と10月の再稼働反対要望行動の際に2回とも本人が対応された吉野ヶ里町長が「どちらかと言えば反対」と回答しました。住民の声に真摯に耳を傾けてくれたのだらうと思います。

再稼働阻止へ、やっぱり住民がそれぞれの地域で声を上げていくことが大事と感じました。「母親は子どものために。首長は住民のために！同じことです。」(石丸初美代表)



※佐賀県と玄海町だけに限られている「地元同意」についても、周辺28自治体のうち6割の17自治体が「範囲拡大を求め」と回答。

10/13 神埼市長に再稼働反対を直接要望

## 佐賀県も第三者委員会設置（12月26・27日）

鹿児島県原発検討委員会設置の動きを受けて、全国原発立地県で同様の委員会が設置されていないのが佐賀県だけになることから、佐賀県もやっと県内各層の代表者30人で構成する「再稼働に関して広く意見を聴く委員会」と、専門家7人による「原子力安全専門部会」を設置しました。

## 専門部会は原発推進の「専門家」ばかり

ところが、専門部会委員は出光一哉・九州大教授ら電力業界・原発メーカーなどから寄付金を受け取っているような原発推進の専門家がほとんどを占めました。部会長に就いた工藤和彦・九州大名誉教授は「安全上のリスクを含むものでも使う必要がある。経済性とかねあひも考えないといけない」(2012年3月14日付朝日新聞)と述べていたなど、著しく公正さを欠いた人選でした。市民の立場から専門家8人を推薦していた(誰も採用されず)脱原発佐賀ネットワーク9団体は、発足前に、人選について抗議、見直しを求めました。

## 不安・疑問の声噴出の「広く聴く委員会」

12月26日の委員会の初会合では、県は具体的な資料をほとんど何も配布せず、「意見を言いたかったらどうぞ」という姿勢でしたが、委員からは「原発が動かなくても電気は何の不足もなくやってこれた。なぜ再稼働なのか」、「言いつばなしの委員会じゃ意味がない」、避難計画、使用済み核燃料、地元同意の範囲など意見や質問が噴出しました。

県老人福祉施設協議会会長は「まだ2週間分の避難先しか決まっていない。その先は協議中でなかなかまとまらない。人様を預かる施設としては、そういったことを含めての再稼働の議論が必要だ」と指摘し、「避難と再稼働は別」とする県の姿勢を糾しました。

県は「国が考えることなので...」「国と相談してから...」というばかり。委員らも県の姿勢にあきれていました。

知事の「話は聞きますよ」と言うだけで、県民の命を主体的に守ろうとしない姿勢が露わになりました。

翌27日の専門部会は、九電が長々と説明した後の委員からの質問は、ほとんどが事実を確認するだけで「わかりました」と終わりました。基準地震動の問題、重大事故対策、原子炉強度不足問題など、市民に寄り添った専門家の方達が指摘していることや、市民が不安に思っていることなどは何も議論されず、アリバイづくりの専門部会であることがはっきりしました。

知事は県民に対して、原発の危険、放射能の怖さを隠さずすべて知らせた上で、県民の命の安全を守れず、安心を約束できないのなら、きっぱりと再稼働にNOというべきです。

本当のことを知りたがっている委員のみなさんに、私たちの情報を届けていきたいと思えます。

**12/14九州電力本店交渉 原子炉強度不足問題追及**

**「みなさんはメーカーを信用しないで車を買うんですか？ 非破壊検査も破壊検査もやるつもりはありません」**

12月14日、九州電力本店と交渉の場を持ちました。対応したのは九電エネルギー広報グループ長ら3人。冒頭、「再稼働に反対します。原発事故の加害当事者になるという重大な責任を自覚してください」とする要請書を読み上げ、手渡しました。そして、事前に通知した10項目(42細目)の質問について、回答をひとつおとりもらった後、論点を絞って質疑。喫緊の問題として、原子炉等の強度不足問題を時間を割いて追及しました。「強度不足」問題とは――フランスで原発の原子炉容器や蒸気発生器に「炭素偏析」＝強度不足が発覚。放置すれば、原子炉を急激に冷やす時に、ガラスのコップに熱湯を注いだ際にパリンと割れるように壊れてしまう危険性が高まります。日本各地の原発でもその可能性があることがわかりました。フランスでは調査対象を拡大し、原発を止めて現物検査まで行ったのに対して、日本の原子力規制委員会はメーカーの書類などの確認だけで済まそうとしているのです。

玄海原発では3・4号機の原子炉容器の上蓋と胴部、2号機の上蓋が、問題のメーカー、日本鑄鍛鋼製の鍛造によるものでした。この現物検査を求めました。

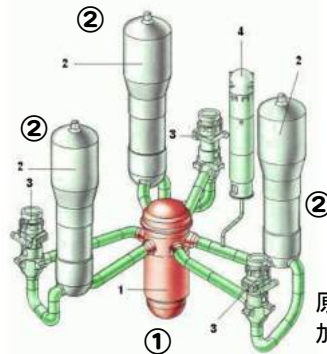
交渉で九電の姿勢として明らかになったのは右記のとおりです。市民の命の危険など、これっぽっちも頭にない酷い九電の姿勢でした。

他にも、地震、繰り返しの揺れ、避難、地元同意、使用済み燃料問題等も質しましたが、1か月前に質問を通知しているのに、4分の1以上の13項目について確認中として回答を“パスします”と、先送りされました。

交渉を申し込んでも、いつも先延ばしされ続けていますが、粘り強く追及していきます。

**九電の強度不足問題に対する姿勢**

- ①現物検査せず、メーカーの記録を確認しただけ。
- ②「炭素偏析は起こらない」と言い切り、「起きた場合というのは仮定の話なので分からない」。
- ③「フランスでは実機で検査された」と報道等では聞いてますけれども。詳しくは後で回答します」などと、自分達に都合の悪い部分は回答を避けた。
- ④規格値を超えた2号機の「0.26」という数値は規制庁が公表したデータだが、九電は「私たちの出した数値は0.19だ。0.26は国が出した数値で、その数値の出所は分からない」。
- ⑤フランスで起きたメーカーの文書改ざんが日本のメーカーで起きないかを質すと、「車を買う時に車のスペック、仕様書の数値を信用しますよね。みなさん、信用しないで買われるんですか」と、とんでもない開き直り！
- ⑥田中規制委員長の「玄海2号機の実機検査について、確認を深めたい」との国会答弁にもかかわらず、「非破壊検査、破壊検査ともにやるつもりはありません」。



原子炉①と蒸気発生器②は加圧水型原発の最重要部

**10/17 「プルサーマル撤退を！再稼働中止を！九電へ抗議申し入れ**

10月17日、九電が玄海3号機を危険な「プルサーマル」で再稼働しようとしていることについて抗議の申し入れを行いました。九電はMOX燃料について「これまでの16体に加えて新たに16体、合計32体を装荷する予定」としています。

私たちは以下の理由から、プルサーマルからの完全撤退と再稼働中止を求めました。

- 核燃料サイクル政策が完全に破たんする中、プルサーマルの継続はまったく意味のないことであること。
- 猛毒放射性物質プルトニウムを使うプルサーマルは住民を実験台にするようなものであること。
- 使用済みMOX燃料という一層厄介な「核のゴミ」の処理方法も未解決であること。
- 福島第一原発3号機もプルサーマルであったが、その検証もまったくなされていないこと。
- MOX燃料の品質データについて真っ黒にされるなど

隠されたままであること。

石丸代表は「プルサーマルの危険性を世界の科学者も心配してきた。そのリスクを全部地域の人や国民におしつけられたら困る。データの公開を求めても真っ黒塗りの資料ばかりで、安全の立証はされていない。私たちの思いを真摯に受け止めていただきたい」と訴えました。

対応した九電担当者は「上層部に伝えます」とだけ答えました。

九電がMOX燃料の装荷を倍増させることについて、私たちは「国に許可をもらってれば済むという話ではない。住民にきちんと説明すべきではないか」と質すと、「新聞に出ている範囲でしかわかりません」と答えるなど、無責任な回答に終始しました。

プルサーマルからの徹底、再稼働の中止をあくまで求めていきます。

# 全基差止・行政訴訟・仮処分 裁判報告

9月16日、11月17日、12月16日

## 【1】玄海3・4号機再稼働差止仮処分 VS九電

### (1)9月16日 13:00～17:00 第21回審尋

この仮処分申し立ては2011年7月7日に受理されたものです。今から考えれば信じられないような話ですが、3.11福島原発事故が起きてからわずか3ヶ月後の6月29日、国と九電は<玄海町が認めた。国が保証した。県議会も認めた。県民への説明会も行なった。だから玄海原発2号機3号機の運転再開を容認する>という筋書きを立て、当時の経産大臣だった海江田万里氏が古川知事と岸本町長を訪ねたのです。それに「NO! 待った!」を掛けたのがこの仮処分でギリギリの訴えでした。

以来5年を経過して今回まで21回の審尋が開かれてきましたが、その間、九電が稼働させる予定がない2号機は取り下げ、16年10月26日に4号機を追加して運転差止の仮処分申し立てを行ったところでは。

争点は――

- 1) 原発の耐震設計の元になる基準地震動問題
- 2) 配管の劣化問題
- 3) これらの問題で引き起こされる重大事故の是非です。

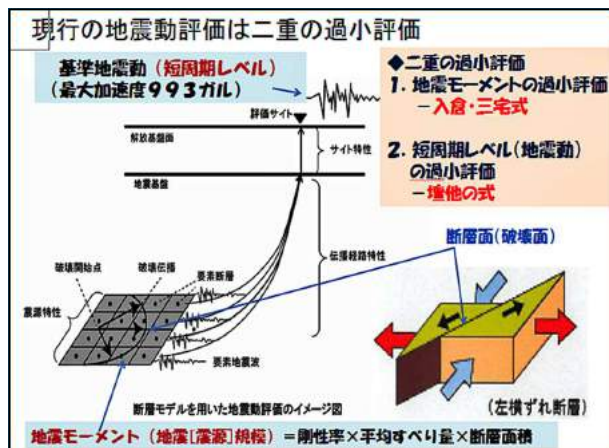
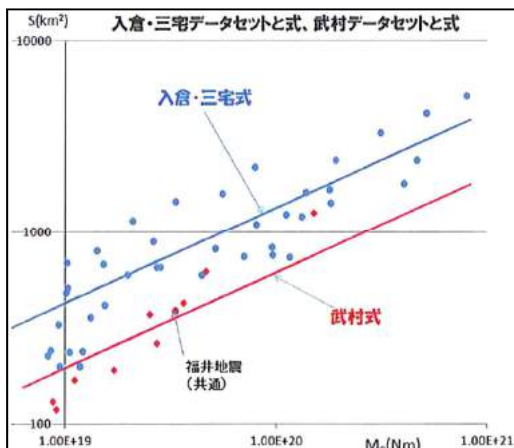
9月16日の「基準地震動」に関するプレゼンテーションは、17年1月の結審が決められたところで、裁判所が最後の総括として双方の主張を聴いた上で判断したいという試みでした。

### A. 債権者の主張⇒小山英之特別補佐人の説明と陳述

①熊本地震は、入倉・三宅式の過小評価を示し、武村式とは整合的であること。

②現在の基準地震動は、入倉・三宅式により地震モーメント(震源の地震規模)と壇他の式による短周期レベル(地表面の地震動レベル)によって算定・評価されているが、レシピを用いた現行評価法では、壇他の式が矛盾(部分であるべきアスペリティ面積が断層面積を超えることなど)を引き起こすという問題がある。壇他の式は過小評価の一つの根源でもある。

これらによって二重の過小評価になっている。両式に代えて武村式と片岡壇他の式を用いた評価を早急にやり直すべきである。



③審査ガイド3. 2. 3の「ばらつき」については、債務者の基本認識に従って、武村式を用いるべきである。

④熊本地震が新たに提起した態様の地震が原発のある地域で起こり得るものとして耐震性の評価をやり直し、それまで再稼働はやめるべきである。

小山補佐人は、以上の主旨で、裁判官らに分かり易く簡潔に語られました。



スケッチ/武富泰教

9/16佐賀地裁 小山補佐人

### B. 債務者の主張⇒赤石司朗・九電原子力グループ技術者の説明と陳述

債務者準備書面12・13の内、「地震による揺れの評価について」の説明でしたが、<地震の起き方><評価のポイント>などから始まり、ごく一般論に終始しました。

玄海原発の評価については、地域的な特性を理解することが重要と言うばかりで、「横ずれ断層型」が多い北部九州では大地震は起きないと決め付けたような発言がありました。今年起きたばかりの熊本地震による警告は、まるで度外視しているようです。

過小評価と指摘されている「入倉・三宅式」による経験式・平均式は適切でこれを使っていれば十分とばかり、地域的なデータ特性を考慮し狭義なばらつきも検討しているので問題ないと言いました。そして、重大事故に関しては、十分に状況を観察しつつ、即座な対応(止める)によって安全性を担保できると付け加えました。

起きれば取り返しのつかない原発事故3.11を経験しても反省もなく、「しっかりと」「厳重に」「十分な」「より詳細な」等々の言葉だけを強調し、誤魔化している企業姿勢こそ過小評価を生み出すのではないのでしょうか。

### (2)11月17日 15:00～ 第22回審尋

10月26日に4号機仮処分を申立て、この日に併合されて、計236人の債権者(原告)で闘っていくこととなりました。

**A. 債権者の主張したこと(主張書面14)**

9月の地震動プレゼンに引き続き、今回は、これまで5年間の主張のポイントを総括して述べました。

①基準地震動が過小評価になっていること。

地震国日本における原発の安全性における最重要課題は耐震安全性です。熊本地震が新たに提起した地震動評価の問題も未検討状態にあります。

②配管損傷による重大事故に至る危険性

かつて、玄海2号機において一次冷却水が流れる余剰抽出配管で技術基準に反するひび割れが生じていたにもかかわらず検査発見できず、長年放置の後、偶然に発見されました。同様の配管の劣化が3・4号機の他の配管にも起こっている可能性が高いのです。

必要最小肉厚を超えて傷が進めば法令違反であることは債務者も認めています。ところが、玄海2号機ではその法令違反状態が実際に出現したのに、その後においてもそれを防ぐことができるような検査態勢をとっていません。傷が貫通した場合にしかわからないような検査方法を採用し、たとえ破断してもたいしたことには起こらないことを強調するなど、法令違反を前提とする姿勢をとっています。

伊方原発最高裁判例を踏まえると、原発が安全だ、重大事故に至らないというなら、すべてのデータを握って明らかにしない事業者がそれを立証する責任があるのは当然なことです。

③結論

玄海原発3・4号機は安全基準に法的に違反しているながら、その安全性が証明されていません。ひとたび重大事故が起これば、債権者ら住民に大きな被害をもたらすことが当然の成り行きである以上、直ちに再稼働を差し止める必要があります。

**B. 債務者の主張したこと**

①準備書面14「基準地震動とばらつき評価について」  
債務者(九電)が主張して国が認めた「基準地震動評価」は合理的かつ妥当なものであること。

②陳述書(九電技術社員・小鶴章人)

配管の健全性を確保するために「設計」「製造」「施工」において、系統配管の重要度に応じていかなる手順で対応がなされているか、及び運転開始後になされる点検・保全策の方法によって健全性が確保されるかを述べています。

しかし、この証拠には「施設の対象部位と対象内容について」具体的記述が無いなど(4点)、債権者の指摘で次回結審前までに「求釈明」が要求されています。債権者はこれについて最終反論の予定です。

債務者は、債権者主張書面14に対し検討を加え、3号機とは相違がある4号機特有の事象について主張反論する予定があると述べています。

仮処分は、次回2017年1月16日が結審(終結)日と決定したので、裁判所次第ですが、おそらく2月末頃～3月中旬にも「決定」か「棄却」の判断が下されることになると思われます。ぜひ、最後の審尋となる1月16日には裁判所にも報告会にもご参集ください！

**【2】玄海3・4号機停止命令義務付請求 VS国 (1)9月16日 11:00 第11回口頭弁論**

**A. 原告の主張したこと(準備書面7⇒被告準備書面9への反論)**

新規基準の重大事故対策の過小評価に対し、設置基準規則と技術基準規則における法的な違反を指摘反論しました。

**B. 被告国の主張したこと(準備書面10⇒原告訴状の汚染水問題への反論)**

**玄海2号機配管ひび割れは15年間放置されてきた!**

＜上図＞

玄海2号機では2007年1月16日に余剰抽出系配管内面にひび割れを発見。肉厚8.7mmあったのが、わずか1.5mmに。1991年に発生していて、15年間も放置されてきた。ひび割れが貫通すれば約150気圧の冷却材が噴出し冷却材喪失事故になりかねなかった。原因は高温水と低温水が交互に触れることによる熱疲労。このような箇所は他にもあり、敦賀2号機や泊2号機でも同様の事故が発生。地震によって配管が破損する可能性は否定できない。

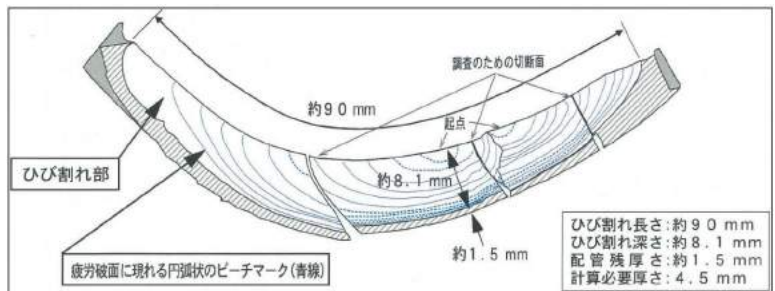


表3 玄海3, 4号機における配管の点検計画の概要

クラス区分	点検範囲の考え方	① 点検箇所	② 点検方法	③点検頻度(10年間の試験程度)
クラス1	原子炉冷却材圧力バウンダリに属する機器かつ 呼び径 <sup>9</sup> 25A以上の配管	呼び径100A以上の配管, 管台溶接継手	超音波探傷試験	25%
		呼び径100A未満の配管, 管台溶接継手	浸透探傷試験	25%
		ソケット溶接継手	浸透探傷試験	25%
		配管支持部材溶接継手	浸透探傷試験	7.5%

＜下表＞

仮処分債務者(九電)  
11月7日付陳述書より  
重要配管の点検頻度が  
10年間で25%と記載

この訴状の期日は2013年11月13日です。約3年経過し、訴状の争点に対し初めてともに反論してきました。裁判所はこの点は戒めねばならないのではないのでしょうか。

今回の被告主張は、福島事故の止まらない海洋汚染問題等、汚染水の処理できない現状に対し、何の反省もなく、原告からの設置許可基準規則37条法令違反(工場外へ放射能が出ないように完全なる設備対策をしなければならないこと)の指摘に対し、この法令は格納容器の健全性などが有効かどうかを問うたもので、シーケンス(手順)などに沿った検査を合格した格納容器が想定を超えて破損しただけで、瑕疵は無く法令違反などないと堂々と回答をしました。なんと、これでは法は無効ではないのでしょうか？

### (2)12月16日 14:00 第12回口頭弁論

#### A. 原告の主張したこと(準備書面8⇒被告準備書面11<地震動問題>への反論)

さらに、基準地震動の策定の問題点に切り込みました。

- ・耐震重要施設は地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。ゆえに、最も安全のために最外側に存在する地震動データ点をとって、耐震安全基準とすべき、「ばらつきの考慮」はそこにあること。
- ・震源を特定して策定する地震動の断層モデルの評価の問題点、過小評価となってしまう「入倉三宅式」は使ってはならないこと。
- ・地震動による配管等の疲労が震動の数に応じて累積していき、ついには疲労限度を超えてしまい破壊されてしまう。繰り返し襲った熊本地震の例を前にして、これを被告は「容易に止められる」「大事故にはならない」とどうして言えるか？この問題だけとって原発再稼働はあり得ない、と主張しました。

#### B. 被告国の主張したこと(準備書面11⇒原告準備書面6・7への反論)

「原告は地震動審査ガイドを曲解している。「不確定性」と「ばらつき」の考慮については、基準地震動の策定において保守的安全側を取ることを指し、経験式を修正することを求める原告の指摘は失当、九電の基準地震動策定方法および申請は妥当である」と述べています。この甘さが、基準地震動の過小評価を許し、いとも簡単に想定外を生み出しているのです。

### [3]玄海全基差止 VS九電

#### (1)9月16日 11:30 第18回口頭弁論

##### A. 原告の主張したこと(準備書面14⇒被告準備書面9への反論)

配管の安全性問題について、配管のひび割れ発見とそれに伴う技術基準規則の法規違反を指摘し、具体的な方策が採られていない点など求釈明(質問に対し問題をずらさず回答)を出しました。超音波探傷検査など、どの個所をいかにしてやるのか具体的な説明を要求しています。(九電は不都合なポイントを意識的にはぐらかそうとしていると思われる)

##### B. 被告九電の主張したこと(準備書面10⇒原告準備書面13への反論)

地震動のばらつき評価について、被告が用いた強振動予測レシピの正当性を主張し、ばらつきを考慮し安全側に評価しているとただただ述べただけでした。しかし、原告が指摘した「不確定性」と「ばらつき」それぞれの考慮がなされておらず、明らかに混同している説明は過小評価の現れだと思えます。

#### (2)12月16日 14:30第18回口頭弁論

##### A. 原告の主張したこと(準備書面15⇒9月16日被告準備書面10への反論)

※【1】(2)Aの項をご覧ください。国も九電も打ち合わせたように同じ主張で、同様の反論になっています。

##### B. 被告九電の主張したこと(準備書面11⇒9月16日原告準備書面14への反論)

原告の前の求釈明に対して、九電は一部このように回答しました。

「2号機の破断に気が付かなかったことは、技術基準規則に反したことは認める。ただし、その後、基準規則は変更され、対処して問題はなくなっている。だから、法令違反ではない。配管にはランクがあって破断しても大丈夫なところもあるし、重要ランク配管であっても、その時は「停止させる」ので問題ない。定期点検では10年間で25%、40年で100%すべての重要配管の点検を終わらせることができる。適材適所でランクに合致したやり方で保安全管理している。二次系の配管の場合、ひび割れの安全基準では、肉厚で0.5mmが残っている状態なら問題ない」。

(前ページの図を参照)



9月16日 佐賀地裁法廷 原告代理人席

12月16日 佐賀地裁法廷 原告代理人席

# 実効性なき避難訓練 再稼働は許されない

## 10/10 佐賀・長崎・福岡三県合同の原発避難訓練監視行動報告

10月10日、佐賀・福岡・長崎、三県合同の原子力防災・避難訓練が実施されました。事故の想定は、「佐賀県内で発生した地震（震度6弱）により、通常運転中の玄海3号機において原子炉冷却材の漏えいが発生、全交流動力電源が失われる事象などが発生し、全面緊急事態となった」というものです。4月に起きた熊本地震を受けて、初めて「地震によって原発事故が引き起こされた」という想定での訓練となりました。3.11から5年半経って初めてというのが驚きです。

今年は訓練見学・監視に多くの人に参加してもらおうと事前学習会も開き、チェックリストも独自につくって、玄海町、唐津市、伊万里市、福岡県糸島市等へ手分けして見学・監視に行ってきました。実効性ある訓練となったのかを検証しました。

### (1) 屋内退避は困難／通行止め発生 ～熊本地震を踏まえた訓練だったか

熊本地震では「家屋倒壊の恐れで屋内退避が困難に」「避難経路が通行止めに」という事態となったが、原発事故との複合災害となった時に、これらの問題がどのように解決されるかが、今回の避難訓練のポイントの1つだ。

原発から5～30キロ圏の玄海町諸浦地区の住民避難訓練では、午前9時過ぎ、地震により自宅が倒壊したとの想定で住民40人が町役場4階の会議室に集まってきた。住民の家は低い木造家屋が多いが、役場は鉄筋コンクリート。ここで「屋内退避」する。

集合時刻に職員が点呼して、名簿をチェック。参加予定者は全員そろった。いざという時にはこのように整然と点呼できるだろうか。

住民に話を聞いた。  
「土砂崩れが起きたりして、集合場所まで来れるもんか。さっさと逃げるよ。」

「今日は地震ということだけど、家の裏が川でそっちが心配」

「役場周辺はかつて浸水被害があったり、土砂災害危険区域に指定されている場所がある。わざわざこっちは来ないよ」

地震による被害は広範囲の建物や道路に及ぶ。余震も続く中、安全に移動できるのか？避難場所自体が危険ではないか？それも放射能が飛び交う中である。

訓練では避難するのはバス1台と自家用車7台。職員が避難ルートの地図を運転手に配布して説明する。地図には避難計画上のルートに「一か所、バツ印があり「地震により通行不可」と記されている。役場から反対

方向へ向かって今日通ることになる代替ルートも書き込まれている。原発に近づく方向だ。

実際には、通行不能が1か所にとどまらないし、状況が刻々と変わる。熊本地震では一時470か所が通行止めになったという。代替ルートをあらかじめ地図で準備しておくことなど不可能だ。

熊本地震を踏まえた訓練というには過小想定で規模が小さく、あらかじめ決められていたスケジュール通りに訓練ただけであり、突発的な事態に対応した訓練とはとても言えないものだった。

地震による家屋倒壊と道路寸断の中、屋内退避と避難路確保は非常に困難であり、さらに原発事故が重なったら安全に避難できる保証はないということが、あらためて明らかになった。

この間の政府交渉では、原子力規制庁が熊本地震の避難状況の現場も確認せずに、屋内退避方針を見直すつもりがないと決めたことが分かった。しかし、どのような検討をしたかは明らかにしなかった。

### (2) 安定ヨウ素剤は事前配布が絶対必要

玄海町住民避難集合場所での安定ヨウ素剤事前配布訓練。

出発前、女性職員から安定ヨウ素剤について説明があった。用意していたチラシが見つからず、口頭のみで。医師はいない。副作用のこと、アレルギーのこと、飲み方の注意などが、駆け足で7分で説明された。住民から質問が相次いだ。

住民「国が服用指示を出すというが、どういうふうに伝えられるのか」

職員「国が服用の必要性を判断し、FAXで国から県、



集合場所で屋内退避(玄海町役場)



用意されていた代替ルートの地図



ヨウ素剤配布(伊万里市大坪公民館)

県から町へ指示があって、住民に放送で知らせる

福島ではFAXが混乱の中で埋もれてしまい、指示が住民に届かなかった。

住民「アレルギーや副作用のために、飲んではいけない人という話があったが、それは個人で判断するのか？資料もないのか？」

職員「実際に事故が起きた時は、チラシ(※)を配布します」

住民「副作用があるって知っているなら飲まない。医師の問診をすべきでは」

職員「緊急配布では問診はむずかしい」

また、授乳中の女性は3日間の断乳をと説明があり、女性たちからざわつく反応があった。3日間の断乳が母にとって、赤ちゃんにとって、どんなに辛いことか。すぐにミルクに変えることはできないし、ミルクや熱湯、水の調達も事故の最中にできない。死ぬというのとほぼ等しいのではないか。そのぐらい過酷なことを強いているのが原発なのだ。

国は安定ヨウ素剤を事前配布しない理由として副作用の恐れなどを挙げているが、事故直後に配布場所となっている公民館などに医師がかけつけることは不可能であり、副作用やアレルギーはないのかと突然言われても判断は難しい。

熊本地震の教訓から学ぶなら、やはり安定ヨウ素剤を事前に配布し、日頃からヨウ素剤を飲まなければいけない理由と、副作用やアレルギーについてかかりつけの医師と相談しておくことこそ、必要な対策ではないか。

(3)放射能スクリーニング・除染  
車の除染はコロコロで！？

伊万里市大坪地区の住民が太良町へ避難する途中に寄った杵藤クリーンセンターでの車の除染。

昨年の除染会場を見学した際には、高压洗浄した汚染水が飛び散ったり、タイヤの下に敷いたシートが破れて汚染水が地面に染み出たり、大変な状況だった。

そこで、今年は「汚染水の処理が大変なので、今回は簡易除染という事で、水は使わない」と言われた。

バスも乗用車も「ふき取る」という。

「ふき取る道具は？」

「これです。」

「コロコロ！？」

なんと、布でも、タオルでもなく、動物の毛を取る粘着式カーペットクリーナー、“じゅんたんコロコロ!! 「ひとふき300cpm」とのこと…

訓練現場では、溝のあるタイヤにブラシをかけて、コロコロでさっとひとふきするだけだった。【写真①②】

政府交渉でコロコロについて内閣府に質すと、「電話でそのような除染訓練を行ったことを聞いているし、問題ない」としながら、その効果については何の検証もしていないことが明らかになった。

(4)玄海小・保護者引き渡し訓練

子どもに不安と悲しみを押しつけないで！

玄海小は生徒300人の町唯一の小学校。今回、初めて生徒の保護者への「引き渡し訓練」が行われた。

玄海原発30キロ圏の学校では事故が起きたら、すぐに親に迎えに来てもらうというのが基本となっている。避

表面	訓練
<p>・原子力災害が進んだ場合、甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤を服用していただく場合があります。</p> <p>・このため、今から<b>安定ヨウ素剤を配布</b>します。</p> <p>安定ヨウ素剤はあらゆる被ばくに効く万能薬ではありません。服用の有無にかかわらず、<b>おち着いて避難</b>をしてください。</p>	
<p>①ヨウ素アレルギーのある方</p> <p>例) ヨウ素やヨード造影剤に過敏症があると医師から言われた</p> <p>例) イソジンなどのヨードうがい液を使って、じんましん、息苦しさ、<b>低下などの過敏症状(アレルギー)</b>が出たことがある。</p>	
<p>②配布を希望しない方</p> <p>には、<b>配布しませんので申し出</b>てください。</p>	
<p>配布の窓口で係員がお聞きしますので、同行者のうち、<b>安定ヨウ素剤が必要な人の数を教えてください。</b></p> <p style="text-align: center;"><b>【服用量】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学生以上 → 丸薬を2丸</li> <li>中学生未満、3歳以上 → 丸薬を1丸</li> <li>3歳未満、生後1ヶ月以上 → 内服ゼリー32.5mgを1包</li> <li>生後1ヶ月未満 → 内服ゼリー16.3mgを1包</li> </ul>	
<p>※めったにないことですが、<b>過敏症状</b>が出るとすれば<b>飲んでから30分以内</b>くらいです。その間は念のため<b>体調の変化</b>に気を付けながら避難してください。</p> <p>※裏面の注意事項も、後ほどよくお読みください。</p>	

裏面	訓練
<p style="text-align: center;">＜安定ヨウ素剤の服用に係る注意事項＞</p> <p>服用後、慎重に様子を見ていただきたい方 避難後に持病で受診する際に、安定ヨウ素剤を服用したことを報告してください。ただし、1回の安定ヨウ素剤服用の影響は小さいと思われず。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>甲状腺の病気(甲状腺機能亢進症、機能低下症)の方</li> <li>腎臓の病気にかかっている方、腎機能に障害のある方</li> <li>先天性筋強直症の方</li> <li>高カリウム血症の方</li> <li>低補体血症性麻疹様血漿炎の方または既往歴のある方</li> <li>肺結核(カリエス、活動炎などを含む)の方</li> <li>ジューリング麻疹状皮膚炎の方または既往歴のある方</li> <li>次の薬剤を服用されている方                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□カリウム含有製剤(カリウム補給)</li> <li>□リチウム製剤(躁うつ病治療)</li> <li>□抗甲状腺薬</li> <li>□高血圧治療薬(アンジオテンシンII受容体拮抗剤、カリウム貯留性利尿剤、ACE阻害剤)</li> </ul> </li> </ol>	
<p>妊娠している方 原則として安定ヨウ素剤の服用対象です。</p> <p>授乳中のご婦人 服用後1～3日程度は母乳の授乳を避けてください。</p>	
<p>副作用として報告されている症状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過敏症: 発疹など</li> <li>消化器症状: 悪心・嘔吐、胃痛、下痢、口腔・咽喉の灼熱感、金属味覚、歯痛、歯肉痛、血便(消化管出血) など</li> <li>その他の症状: 甲状腺機能低下症、頭痛、息切れ、かぜ症状、不規則性心拍、皮膚、原因不明の発熱、音・咽喉の腫脹など</li> </ul>	
<p>安定ヨウ素剤を飲んだ後の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲んだ直後の30分程度を目安に、体調の異変に注意しながら避難してください。</li> <li>もし、呼吸困難、関節痛、発疹などの異変を感じた場合には、すぐに保健所または医療機関(重篤な場合は119番)にご相談ください。</li> </ul>	
<p style="text-align: center;">【参考】安定ヨウ素剤の効果</p> <p>○ 安定ヨウ素剤は甲状腺に集積して、後から体内に入ってきた放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みをブロックできます。</p> <p>○ 放射性ヨウ素を吸入する前の24時間以内に安定ヨウ素剤を飲めば90%、吸入した後も8時間以内に飲めば40%をブロックします。</p>	

※安定ヨウ素剤配布時のチラシ  
すぐに避難しなければいけない時に  
これで各個人で判断できると思いませんか？



難指示が出たら、残る生徒たちは親を待たずにバスで避難。訓練では300人のうち50家庭の親が来るということになっている。あらかじめ分かっている訓練でさえこの数だから、現実の突然の事故時にはどれだけ親が迎えに来られるのだろうか。

逆に学校入り口は大渋滞になったりしないのか。

子ども達はロビーの床に座り込み、親が来るのを待つ。親の車が到着すると、「引き渡しカード」と照合して一人ずつ呼び出されていった。

それをただただ静かに見つめる他の子ども達。

原発事故という得体の知れない恐怖の中で、親が迎えに来てくれるのか、すぐに会うことができるのか…

子ども達の不安なまなざしを見ていて、なんだか悲しい気持ちになった。【写真③④】

原発からわずか5、6キロの地にある学校。

放射能はあつという間に襲ってくるかもしれない。

なのに、校舎のドアは開けっぱなし。

教職員は普段の恰好、マスクは誰もつけず。

放射能測定器も学校に備わっているのに、まったく使わず。

「放射能からの避難」ということがほとんど無視されているような訓練に、どんな意味があるのか。

### (5)避難先では“避難所運営ゲーム”

#### 問題は放射能。自然災害とは違う！

玄海町の避難訓練では避難先で例年なされている「放射能安全講話」はなかった(伊万里では行われた)。代わりに行われたのが「避難所運営ゲーム」。5キロ圏内の平尾地区の住民が行っていた。

ゲームは6-7人のグループに防災士が一人入り、架空の名前と「風邪気味」「トイレが近い方がいい」などの一人ひとりの特徴が記されたカードを使って、避難所内

のどこのスペースに割り振るかをみんなで考えるグループワーク。「ともに考え、助け合う」避難所運営は確かに必要だろう。

しかし、このゲームを行っただけでは、「原発事故」を他の自然災害と一緒に扱うことで、放射能の危険性を住民に意識させず、九州電力による加害者責任を曖昧にするだけだ。

### (6)責任棚上げの佐賀県知事発言

訓練視察に来た知事は、玄海町役場や避難先の小城市の避難場所で、

「今、再稼働はされていないが、玄海原発がそこにある。みなさんに寄り添って避難を考えていきたい」

「原発だけでなく、風水害でいざという時にどうするか、お互いに考え、助け合いっていい」

などと述べた。

知事は再稼働の権限を握っている。その判断によって住民が被害を受けるかもしれないのに、自分の責任を棚上げて、放射能災害を自然災害と同じように語るのはあまりに無責任だ。

### (7)放射能への危機感、緊張感がない

各地の現場を見て、いろいろなことに気づかされた。

①参加者はマスクをしている人は少なく、防護服を着用していたのは自衛隊と警察官だけ。市職員はゼッケンを背中に付けているだけ。

#### 【写真⑥】

②持ち物は男性は財布のみ、女性は小さなバック一つ



写真①



②



⑤



写真③



④



⑥

- など、みなさん軽装。職員も住民も緊張感がない。
- ③事故発生時、どこへ避難したらよいか住民には知らされていなかった。
- ④訓練に参加する一部の市民だけでなく、市民全員に防災無線でなぜ知らせないのか？「うるさいといわれるから」と職員。
- ⑤今その場の放射能濃度を職員に尋ねると、分からない。「これで訓練になりますか？」と聞くと、「今日は手順を確かめるためですから。」
- ⑥職員に「去年と何が改善されましたか？」と聞くと、「分かりません」
- ⑦自家用車で避難家族は、市の職員ばかりだった。住民に参加してもらおうべきだ。
- ⑧「外気は放射能で汚染されているから、テントでの除染は無意味ではないか」の質問に「場所が狭いから」と。
- ⑨避難バスの運転手二人に「事前に説明はあったか？」と聞いた。「知らん、ここに来てと言われたから来ただけ」「避難訓練とだけ聞いている。」と二人とも日常の制服にマスク無し。
- ⑩渋滞が全く想定されていない。事故やガス欠でストップする。祭りの日だったら、真夜中だったら、飲酒していたらどうなるか。台風・大雨・地震で道路が破損したら渋滞は免れず、住民大移動の避難などできない。スムーズに車が走ることも想定していない。交差点がデッドロック状態になることも考えておくべき。
- ⑪要援護者施設では、昨年同様に自衛隊が事前に到着していた。職員が要援護者を演じたが、バスにスムーズに乗り込むなど困難な状況を想定していなかった。【写真⑥】
- ⑫除染しても取れなかった人をどうするか尋ねると、「シャワー」とのことだが、「それでもだめなら？」「わからない」
- ⑬住民の声  
「すべて予定どおりに訓練をやっているだけでは意味がない」

「集合場所にわざわざ集まるか？バスはちゃんと来るのか」  
「病気で足が思うように動かない。死んだ方がましだしい」  
「避難訓練のいるごたる原発はいらん。フクシマは終わつたらんとに。玄海原発ばまた動かすなんかどう考えてもおかしか。電気は余つとるとに…」

避難訓練参加者数は3県で6700人、佐賀県3100人と報道されましたが、それには短時間の「屋内退避訓練」参加者や自治体などの職員が含まれています。実際に「避難する訓練」に参加した住民は佐賀県で639人だけ、県内30キロ圏人口19万人のわずか0.3%にすぎません。

放射能からの避難ということがほとんど意識されず、現実とかけ離れた想定での小規模な訓練。

しかもそこに加害当事者の九州電力の姿は見えませんが、本来は九電が全責任を負ってやるべきです。

自治体は「国の責任で」「国の指示」と言いますが、国は自治体の避難計画を「支援する」と言い、自治体に丸投げしている無責任さです。

私たちは再稼働を容認して避難計画問題を取り上げているわけではまったくありません。

原発と使用済み核燃料が今そこにある以上、事故が起きます。その時の避難は想像を絶する困難なものとなるでしょう。放射能から命を守るために、実効性ある避難計画は必要なのです。

避難計画、避難訓練を検証することを通じ、最悪の事態に備えるとともに、私たちの命を危険にさらす原発の再稼働をさせない、原発そのものをなくそうという世論を高めていきたいと思っています。原発のために故郷を捨てたくはありません。

実効性のない避難計画の下で、再稼働はありえませんが。

## 佐賀県知事「原子力災害の具体的想定は行っていない!？」

佐賀県地域防災計画(地震・津波編)では、「あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定するとともに、当該地震・津波による被害の程度を明確化した上で、その軽減に向けて取り組むことが肝要である」として、県内への影響が大きい5つの活断層による地震の被害想定を22ページにわたり詳細に記載し、それを踏まえて対策や計画のページが続いている。

しかし、佐賀県地域防災計画(原子力編)では「県は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の見直しに努める」の2行が記載されているだけ。

知事に質問したところ、文書で回答が返ってきました。(7月29日付質問と10月26日付知事回答)

質問: 想定されている大地震との複合災害で原発事故が起きる想定はどうかされていますか。

知事: それぞれで想定した地震が玄海原子力発電所に与える影響等についての想定は行っていません。

質問: 原子力災害について「起こり得る最大の想定」はどのようなものですか。

知事: 災害の想定について、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の見直しに努めることとしており、具体的な原子力災害の想定はありません。

質問: (スクリーニング) 最悪の想定で何台何人来て、時間はどれくらいかかりますか。

知事: 原子力災害は想定外の事象が起こった場合に発生するものであり、最悪の想定について具体的な想定ができるものではないと考えます。

# 12.2反プルサーマルの日 玄海町ポスティングに参加して

工藤メグミ (福岡市)

私の玄海町戸別訪問は、昨年が続いて2度目。昨年は雨にぬれながらの訪問。今年は転じて快晴—バラをはじめ、色とりどりの花が冬の日射しを浴びてきれいに咲いていました。会えた方には「福岡から来ました。玄海原発が来年にも再稼働しそうなので心配しています。」とあいさつしてチラシを渡しました。6人の方と会えて、全員の方がチラシを受け取っていただきました。

その中で、特に印象深かった女性について紹介します。その方は私のあいさつが終わらないうちに「あなた達がそんなことをするから困ると！若い人の働き口がなくなるやろ！」と文句を言われました。私は「そうですね。私が代わりに働き口を用意してあげることが出来ませんもんねえ...」と、応じました。すると彼女は少しトーンを下げながらも、玄海原発危ないことは一つもなかったと言います。そこで私は、大事故はなかったけれどトラブルはたくさんあったということを伝えました。

話が急展開したのは、彼女が伊万里市長への疑問を口にした時です。伊万里からもたくさんの人が玄海に仕事に来てるのに、なぜ再稼働に反対するのかわからないと言うのです。私は即座に「それは心配だからじゃない

いですか。」と答えました。彼女はそうかあという顔をして、先日あった避難訓練の時の疑問や不安を口にし出しました。—ヨウ素剤を飲むタイミングはどのように知らせてくれるのか？避難路を町の車は実際に走ったのか？避難に支援が必要な人をきちんと助けてくれるのか？「あれは訓練じゃない。ただ説明するだけやった。」と。町への不満を口にするうちに、安全に避難するのは困難ということを再認識されたのでしょうか「やっぱ、本音は原発がない方がいいと。」とつぶやかれました。

ここまで会話してやっと、最初の「働き口」の件を話題にすることができました。私「原発がなければ働き口がない—という状態を作ったのが間違いですよええ。」彼女は、うなずいてくれました。最後に、彼女に「避難について不安な点をこれからも町に訴え続けてください」と、お願いして別れました。

帰り道、車の窓から穏やかな玄海町を眺めながら、チラシを受け取ってくださった一人ひとりの顔を思い浮かべました。あの方たちを避難でオロオロさせるようなことにはさせたくないと強くつよく思いました。



一二月二日  
反プルサーマル同時要請行動  
九州電力本店(提出前の街宣)、  
玄海町、佐賀県

## 9月1日以降の活動経過

### ■9月

- 1 裁判ニュース第21号発行
- 2 規制委員会現地調査抗議行動  
座談会 (I女性会議)
- 6 ヨウ素剤要請 (那珂川町)
- 9 政府交渉、佐賀市議会・ヨウ素剤質問傍聴
- 13 ヨウ素剤要請・請願 (福岡市)
- 14 久山町議会ヨウ素剤陳情趣旨説明
- 15 座談会 (吉塚)
- 16 佐賀地裁・行政/全基弁論/仮処分プレゼン  
地震動学習会
- 24 伊万里ポスティング6回目
- 25 座談会 (福岡市民政治ネットワーク)
- 27 杵島武雄地区平和運動センター学習会にて報告
- 28 佐賀県議会特別委員会 (九電から説明)傍聴

### ■10月

- 1 伊万里ポスティング7回目
- 2 「東区から玄海原発の廃炉を考える会」総会
- 4 避難訓練事前学習会
- 8 仮処分説明会 (冠木克彦弁護士団長)
- 10 原子力防災・避難訓練見学
- 11 座談会 (大野城)
- 12、13、14、20、21  
佐賀県全20市町長へ再稼働反対要望行動
- 17 九州電力へプルサーマル再稼働抗議申入
- 26 4号機仮処分申し立て
- 29 平和運動センター・伊万里ポスティング

### ■11月

- 4 短大で授業
- 9 審査書案決定抗議 知事要望書提出 (佐賀ネット)
- 11 からつ事務所開き
- 14 座談会 (佐賀オヤモコモ)
- 17 仮処分第23回審尋
- 24 佐賀県知事と県議長へ使用済核燃料申し入れ
- 25 神埼地区平和運動センター学習会にて報告
- 26 座談会 (大分・中津)
- 28 政府交渉/福岡市議会ヨウ素剤請願陳述
- 30 玄海パブコメ文例集公表

### ■12月

- 2 反プルサーマルの日要請  
(九電・佐賀県・玄海町へ要請書同時提出行動)
- 3 反プルサーマルの日 玄海ポスティング  
パブコメ学習会
- 14 九電交渉
- 15 佐賀県議会原子力特別委員会  
鳥栖三養基地区平和センター学習会にて報告
- 16 佐賀地裁・行政/全基口頭弁論
- 17 憲法カフェ (大橋さゆり弁護士)
- 18 福岡署名実行委員会会議にて報告
- 19 「佐賀県の活断層と地震」学習会  
半田駿佐賀大学名誉教授
- 26 佐賀県「玄海原発再稼働広く意見を聴く委員会」傍聴  
専門部会人選抗議申し入れ (佐賀ネット)
- 27 県原子力安全専門部会傍聴

# 『後から来るもののために』

## 「玄海原発反対からつ」事務所開きの報告と御礼

唐津くんちの酔い覚めやらぬ11月11日の昼下がり、唐津市朝日町の民家に玄海町、唐津、佐賀、福岡から総勢26名(4団体と県議、市議、市議候補)の皆様の参集を得て「玄海原発反対からつ」事務所開設を祝う事ができました。

平日の昼間にも関わらず参加を賜り、また物心両面からの温かい援助をいただき紙上を借りて感謝御礼を申しあげます。会場では皆様一人一人から反原発の思いや運動の歴史を語っていただきました。何よりのご馳走でした。

事務所は実質8月上旬に稼働。正式には9月29日を開設日としましたが、対外的な初活動時の記者会見の席上で急きよその日と決定した次第。

半年ほど前のこと、福岡高裁での裁判報告集会后、裁判を支える会の澤山氏から玄海町に事務所をとの依頼。地元唐津を離れた佐賀市や福岡市での活動に内心隔靴搔痒たる想いがあり必要性を痛感、協力することとなった。数件の物件を検討後に唐津市内に見つかった解体予定の家屋。奇しくも知人の所有で、過去反原発運動にたずさわった経験者。また地元の政治家として将来を嘱望されていたが、若くして亡くなった増本亨県議の支援者でもあった。そんな縁もあり快く契約してもらい進藤、田口両氏の尽力で廃屋は見違える程によみがえった。

並行して取りかかった発起人の人選。

原発に関する正しい情報の収集と拡散を不偏不党で実行する市民の場を開設すると趣意書に掲げた。唐津の各界から文化人、特に医療人に立ってもらふ事も眼目の一つであった。地縁、血縁、金縁のしがらみを超える人をと東奔西走の末、原発立地時から反対運動を展開してきた先達をはじめ、3名の医師、大学人、陶芸家、僧侶、牧師、教師、オンブズマンと多彩な人に同意してもらうことができた。

実働会員3~4名、週1の日曜会議に6~8名。会員勧誘も財政基盤も通信設備もままならないうちに歯車は大きく動き始めた。

日々のポスティング、市役所前平日1時間の辻立。



唐津市役所前。幟旗の言葉は情勢に応じて随時追加

玄海原発反対からつ事務所代表 北川浩一

唐津市議会での玄海原発の安全性に関わる問題発言、続いて中間貯蔵施設の市内建設問題、さらに玄海町北部地区住民検診報告書隠蔽問題と……今へ続く。

追及の矛先は必ずや炉心に達することと確信する。(詳細はホームページを参照してください)

学び、知り、伝え、広げる、変える。

待っています、一緒に前に歩きましょう。

先達の思いと行動を引き継いでいきましょう。

私たちは福島事故の生き証人の一人なのですから。

原発が、命も自然も文化さえも根こそぎにすることを知ったのですから。

大きなうねりの発信の源となることを祈ります。

＜最後に福井県明通寺哲演和尚の引用する 詩の1節から＞

後から来るもののために 浜村真民

後から来るもののために

山や川や海をきれいにしておくのだ

ああ後から来るもののために

皆それぞれの力を傾けるのだ

後から後から続いてくる

あの可愛い者たちのために

未来を受け継ぐ者たちのために

皆それぞれ自分でできる何かをしておくのだ

事務所を代表して 北川浩一

### ◆玄海原発反対からつ事務所◆

住所：〒847-0841唐津市朝日町1095-10

Tel：090-7926-5591

http://nonukeskaratsu.wixsite.com/karatsu  
no.nukes.karatsu@vc.people-ie.ne.jp

### ●中間貯蔵施設誘致にSTOPを!●

10月12日、原発の対岸数百メートルに位置する唐津市串地区の住民有志が使用済み核燃料中間貯蔵施設誘致の要望書を市に提出したことが発覚。からつ事務所の仲間たちがその日のうちに誘致反対の緊急申し入れを行うなど大騒動となり、要望書は取り下げられました。中間貯蔵施設は再稼働しなければつくる必要がまったくないものです。4月に玄海町長の「高レベル最終処分場」誘致発言が表に出てから、公然とあるいは水面下で様々な動きが続いていますが、核のゴミ問題の解決は第一に再稼働をやめ、「死の灰」の蛇口を止めることしかありません。佐賀県に対して連名で申し入れを行いました。(右頁)

# 使用済み核燃料貯蔵施設県内建設及び 高レベル放射性廃棄物の地層処分について 申入書

2016年11月24日

佐賀県知事 山口祥義様  
佐賀県議会議長 中倉政義様

## 【申し入れの要旨】

- 1、知事及び議会は、使用済み核燃料の再処理後のできる高レベル放射性廃棄物の地層処分を佐賀県内に認めないこと
- 2、また、使用済み核燃料の中間貯蔵施設(乾式貯蔵施設を含む)の県内設置を認めないこと

## 【申し入れの理由】

### 一、佐賀県に受け入れるいわれはない

佐賀県は玄海町に4基の原発を受け入れてきました。その前提は、使用済み核燃料については、少なくとも県内におくという約束はしていないということです。原発施設設置許可の法律上も「使用済み核燃料の処分の方法、搬出の相手先を記載すること」と規定されているにもかかわらず、再処理の委託先は記載されないままでした。

原発に反対する県民はもとより原発をやむなく受け入れた県民も使用済み核燃料まで県内で受け入れることについては承服しないと思います。

使用済み核燃料の再処理後のできる高レベル放射性廃棄物についてもこれを受け入れる理由はありません。日本全国の都道府県で高レベル放射性廃棄物の受け入れを表明した知事はおられません。以前問題になった高知県の導入騒動の折には、橋本高知県知事だけでなく、隣接する徳島県の飯泉知事もこれに猛烈に反対し、また両県議会はそれぞれ自民党議員らが主導して全会一致で受け入れ反対の決議までしました。

佐賀県は、原発を押し付けられた上に、使用済み核燃料や高レベル放射性廃棄物まで押し付けられるいわれはありません。

### 二、猛烈な放射能を内包する核廃棄物の処分

#### 1、使用済み核燃料について

原発で1トンの核燃料を使用すれば1トンの核廃棄物が産出され、しかもプルトニウムなど猛烈な放射能が増幅されていて、人類はこれを無害にすることはできません。

現在、使用済み核燃料は玄海原発のプールに収められどこかに搬出されるあてもありません。あと数年の原発稼働で満杯になる予定です。九州電力は核燃料のラックを数十%隙間を詰め貯蔵量を2倍にするか(リラッキング)、別個に中間貯蔵施設を建設するか悩んでいますが、一昨日22日の福島沖地震による福島第二原発の事故は、使用済み燃料の保管方法に警鐘を鳴らしました。すしずめにするのは非常に危険です。

3号機のリラッキングについては規制委員会に申請中であり、許可されるかもしれません。県はこれを認めない、少なくともプールが満杯になればリラッキングもラック増設も認めない、原発稼働を止めさせる、ということを知事に決断していただきたいと思います。リラッキング

は当然事前協議の対象です。

乾式貯蔵施設にしても現在のプールでの水冷式との併用を前提にしたものであり、危険性が増幅するだけであって、しかも青森県の六ヶ所村の再処理施設の建設稼働目途が立たない状況では、それが超長期貯蔵→最終処分施設になる可能性が高まっています。乾式貯蔵施設に使用済み燃料を収容する金属キャスクの耐用年数は50年程度とされており、地震などで被災しなくてもそのままでは極めてむろいと危惧されています。

関西電力でも中間貯蔵施設を模索しているようですが、福井県や京都府にはつくらないと言わざるを得ず、どこも受け入れてくれる状況ではないということです。

#### 2、高レベル放射性廃棄物の地層処分について

地層処分というのは、地下深くに埋め捨てるというものです。日本列島のような火山と活断層で縦横に刻まれ、絶えず動揺している地下では、安全な場所というのは存在しないといわれています。(2012年、日本学術会議『回答』)

その上に、津波や土砂崩れ、洪水などがいたるところで頻発する日本で人間の管理が届かない地下にプルトニウムなどの超危険な放射能を埋め捨てることは海や山に不法投棄するのと同程度に危険であり、近い将来必ず地表の大気や地下水を大規模に汚染することは火を見るよりも明らかだと思います。強烈な放射能を放出するプルトニウムの活火山を私たちの故郷に作り出すことに誰が賛成するのでしょうか。

#### 三、これ以上核廃棄物を増やさないために

使用済み核燃料といい高レベル放射性廃棄物といい、これらを貯蔵管理するには何万年という気の遠くなるような長期間が必要であり、これらは私たちの世代では到底解決できず、すべてそのまま、原子力とは何の関係もない未来の世代に全量押し付けることとなります。これら放射性物質が無害になるまでには1万世代以上の子孫がかかるがわる負担しなければならないといわれています。私たち一代の栄華のためになぜ後代の人間が苦しみ犠牲にならなければならないのでしょうか。もうすでに私たちが管理できる範囲と能力を超えています。総量を規制しこれ以上1gの核燃料も燃やさない措置を講ずべきです。

搬出先のない使用済み核燃料の存在は、それ自体で原発設置許可要件違反ですから、再稼働どころか玄海原発は即刻廃炉にするべきです。

以上、申し入れの内容について知事としての姿勢を明らかにしていただきたく、1か月以内の回答を求めます。

<提出団体>玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会、玄海原発反対からつ事務所、プルサーマルと佐賀県の100年を考える会、今を生きる会

<賛同団体>さよなら玄海原発の会・久留米、原発知っちょる会

事務局リレーコラム **カタルーニヤの鳥** 左近明子

みなさんが一番心安らぐ時はどんな時でしょうか？  
 前回このコラムを担当された石丸陽一さんはクラリネットを演奏する時が一番楽しいようです。私は残念ながら楽器は全く演奏する事はできませんが、コンサートに行った時が一番心洗われ充実した時間を持つことができます。年にほんの数回ですが。  
 音楽は楽譜に書かれた音符を演奏者によって表現され、聞く人と共に共有された時間芸術です。時間芸術なんて言葉はないかもしれませんが、ライブ演奏は二度と再現できない、その場にいた人のみに許された贅沢な時間です。  
 演奏者によって同じ楽譜が全く違って新鮮に甦る醍醐味が音楽の面白さです。  
 私たちプルサーマル裁判の会には何人か楽器を演奏できる方がいらっやいます。みんなと一緒にリズムをとり声を合わせる時、心も一つになったように暖かい気持ちに包まれます。  
 私は本を読むのも大好きなのですが、印象に残っ

た本として『国家と音楽家』(中川右介著、七つ森書館)があります。[ヒトラーに翻弄されたフルトヴェングラーとカラヤン、ムソリーニに抵抗したトスカニーニ、スターリンに死の寸前まで追い詰められたショスタコーヴィチ — 20世紀という戦争と革命の時代、音楽家はいかに国家と対峙したのか。(帯の紹介文より)]  
 国家という圧倒的な存在に対しちっぽけな一人の人間が最も大切なものを守るためどのように生きたのか？現代の日本でも他人事ではなくなっています。  
 チェリストのカザルスは、スペイン内戦が勃発するとフランスに亡命し、終生フランコ独裁政権への抗議と反ファシズムの立場を貫きました。94歳のときにニューヨーク国連本部で『鳥の歌』を演奏し「私の生まれ故郷カタルーニヤの鳥は、ピース、ピース(英語の平和)と鳴くのです」と語った話をご存知の方も多いと思います。  
 人それぞれ心安らぐ居場所は違っても、その大切な居場所を誰からも奪われないため私も少し動いてみます。  
 (さこん あきこ 福岡市)

**お知らせ**



**■ 裁判傍聴をお願いします！ ■**

**● 3・4号機仮処分審尋「終結」**

**1月16日(月) 佐賀地方裁判所**  
 13:30 県庁前集合。通りに向かってサイレント・アピール  
 14:00 裁判所へ移動開始  
 14:20 裁判所門前アピール  
**15:00 仮処分第24回審尋(終結)**  
 15:30 記者会見・報告集会 TOJIN茶屋  
 (佐賀中央大通り沿い:佐賀市唐人2-5-12)

**⇒ 年度内に「決定」へ!**

(決定日は直前にならないとわかりません)

**● 全基差止・行政訴訟の日程**

2月10日(金) 14:00～全基第20回口頭弁論  
 3月17日(金) 14:00～行政第13回口頭弁論  
 5月12日(金) 14:00～全基第21回口頭弁論  
 6月16日(金) 14:00～行政第14回口頭弁論  
 いずれも佐賀地方裁判所

**会員募集中!**

- 年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円～。団体会員も歓迎!
- 振込先: 郵便振替口座 01790-3-136810  
 玄海原発プルサーマル裁判を支える会  
**命を守るために長期戦覚悟!**  
**カンパもお願いします!**

**会員数 (2016.12.28現在)**

原告総数	967名	原告内訳	
支える会・サポート会員	924名	仮処分債権者	236名
		全基原告	349名
		行政訴訟原告	382名

**あなたのチカラが必要です!**

- 座談会しませんか?  
 原発のこと、命のこと、少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください!
- 事務所ボランティア募集中!  
 資料整理、チラシ印刷、手作りグッズ作成etc...作業がいろいろあります。ご都合のいい時におこしください!
- 玄海町や市町を一緒に訪問しませんか?

**● 最新情報は以下をご覧ください。**

ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>  
 フェイスブック <http://www.facebook.com/genkaijenpatsu>